

令和2年度 地方独立行政法人大阪市民病院機構
有期雇用職員（ソーシャルワーカー）の募集について

1. 採用の概要

職種	採用予定日	採用人数	勤務先
ソーシャルワーカー	令和2年4月1日	若干名	市立総合医療センター 市立十三市民病院

2. 受験資格

職種	年齢	免許・資格等
ソーシャルワーカー	採用日において 満65歳未満の方	社会福祉士免許を有している方又は採用日までに当該免許を取得見込みの方
		精神保健福祉士免許を有している方又は採用日までに当該免許を取得見込みの方

※ただし、地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則第5条（各就業規則により準用する場合を含みます。）に該当される方は、受験することができません。

大阪市民病院機構就業規則第5条（抜粋）

第5条 次の各号に該当する者は職員となることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 法人又は大阪市において懲戒解雇の処分又はこれに相当する処分を受けた者であって、当該処分の日から2年を経過していない者
4. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 雇用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

（2回を上限に更新する制度がありますが、更新の可否については、勤務態度等により判断します。また、更新日において満65歳未満の方に限ります。）

※一定の条件を満たした場合に限り、正規職員転換試験の受験資格を得ることができます。

4. 勤務時間

原則として平日の午前8時45分から午後5時15分まで

※ただし、配属先により勤務時間が異なる場合があります。

5. 給与額

職種	給与額（令和元年度実績）
ソーシャルワーカー	月額240,000円

※その他、時間外勤務手当、通勤手当などがあります。

※制度改正があった場合は、金額等が変更される場合があります。

6. 休 暇 等

年次休暇、夏季休暇、忌引などの休暇制度があります。

7. 各種保険制度

全国健康保険協会管掌保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険

8. 応 募 方 法

(1) 提出書類

応募される方は、次の書類各1通を郵送又は持参してください。

- ・ 大阪市民病院機構有期雇用職員(医療技術職)採用候補者申込書(両面)
- ・ 各免許証の写し〔A4サイズで複写〕…免許取得者のみ
- ・ 学校の卒業(見込み)証明書…新卒者のみ
- ・ 学業成績証明書…新卒者のみ

※封筒の表に「ソーシャルワーカー採用申込書在中」と朱書してください。

(2) 書類提出先

〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21 大阪市都島センタービル5階
大阪市立総合医療センター総務部総務課(人事担当)
電話：06-6929-3687

(3) 応募締切

令和元年12月26日(木) 午後5時まで ※必着

9. 選 考 方 法

書類選考、面接試験

書類選考合格者は、下記日程で面接試験を実施します。

応募締切後、応募者に書類選考の結果、合格者には集合時間等の詳細を郵送にて通知します。

試験日の2日前までに通知が無い場合は、大阪市立総合医療センター総務部総務課(人事担当)(電話：06-6929-3687)までお問い合わせ下さい。

選考日：令和2年1月18日(土)

10. そ の 他

- ・ 受験資格がないこと、または申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は合格を取り消すことがあります。
- ・ 提出書類はお返しいたしません。なお、提出書類により取得した個人情報には採用試験の実施の為に使用し、それ以外の目的には使用しません。ただし、合格者の提出書類については、採用にかかる事務手続等に使用します。
- ・ 採用日までに当該免許を取得できなかった場合は採用を取り消します。
- ・ 就業規則等掲載場所 [地方独立行政法人大阪市民病院機構ホームページ内](#)

《案内図》



(最寄り駅からの案内)

大阪メトロ（谷町線）都島駅 2号出口から西へ徒歩3分
JR西日本（大阪環状線）桜ノ宮駅 東出口から北へ徒歩7分